

多摩市男女平等参画推進フェスティバル  
パネルディスカッション  
「選択的夫婦別姓」ってナニ？

## 女性の権利を国際基準に



2021年11月27日

浅倉むつ子

早稲田大学名誉教授

女性差別撤廃条約実現アクション共同代表

# 女性差別撤廃条約とは

- 正式名称は「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」
  - 1979年12月18日 第34回国連総会で採択
- 条約の特色
  - 固定化された性別役割分業の変革が中心理念
  - 女性に対する「あらゆる分野の差別」の撤廃
  - 法律上の平等だけでなく、事実上の平等をめざす
  - 国家による差別撤廃だけでなく、個人・団体・企業による差別も撤廃
  - 社会の慣習・慣行の修正もめざす

# 女性差別撤廃条約とは

## ■ 締約国

- 国連加盟国193か国中、189か国が締約国
- ソマリア、スーダン、イラン、パラオ、トンガ、アメリカ合衆国が未批准。ただし国連加盟国ではないパレスチナとクックアイランドが締約国に入っている。

## ■ 日本は1985年に条約を批准

- 1980年 第2回世界会議（コペンハーゲン）で条約に署名
- 批准のための国内法整備—均等法制定、国籍法改正、家庭科男女共修の学習指導要領の改訂
- 1985年7月25日 日本について効力発生。

ブックレット『7.25女性の権利デー 女性の権利を国際基準に！ 司法にジェンダー平等を！』

# 「7.25を女性の権利デーに！」全国の活動 がブックレットになりました。

- ▶ 1冊300円 全72頁
- ▶ 司会 浅倉むつ子
- ▶ 報告①川尻恵理子「第二次夫婦別姓訴訟完全ガイド」
- ▶ 報告②秋月弘子「女性差別撤廃条約の特徴と意義」
- ▶ 報告③中島広勝「国際人権条約の個人通報制度」
- ▶ 報告④石田京子「司法とジェンダー平等」
- ▶ 申し込みは「女性差別撤廃条約実現アクション」まで
- ▶ [opcedawjapan@gmail.com](mailto:opcedawjapan@gmail.com)



# 女性差別撤廃委員会（CEDAW）とは

- 条約の履行を確保するための委員会。23人の専門家によって構成。
- 委員は締約国会議で選出される。選出後は国から独立した個人としての資格で職務を遂行する。
- 日本から選出された委員
  - ・ 赤松良子→佐藤ギン子→多谷千香子→斎賀富美子→林陽子→秋月弘子
- 委員会の主な役割
  - ・ 国家報告の審査
  - ・ 一般勧告の作成
  - ・ 選択議定書に基づく活動

# もう一つの文書

## 女性差別撤廃条約の「選択議定書」

- 1999年10月6日 国連で採択 2000年12月22日に効力発生
- 女性差別撤廃条約の**実効性を強化するための**付属文書
- 現在114か国が批准。しかし日本は批准していない。
  - アジアでは、韓国、バングラデシュ、フィリピン、ネパール、モンゴル、東ティモール、スリランカ、タイ、トルコなどが批准しているのに・・・。
  - 条約を批准しながら**選択議定書を批准しないのは、法律は作るが守らないというに等しい！** こういう国は、OECD諸国の中では、日本、エストニア、ラトビア、チリ、イスラエルの5か国。アメリカはそもそも条約自体を批准していないが・・・。

# 条約の「履行」について (その1) 国家報告制度

- 委員会 (CEDAW)への報告書提出 (初回は1年以内、以後は4年ごと) と審議。日本は第9次報告まで提出。
- 審議を受けたのはこれまでに5回 (1988年、1994年、2003年、2009年、2016年)
- 審議のあとには「総括所見」が出る。
- 2016年の審査後、57項目の「総括所見」とフォローアップ2項目。
  1. 家族法を改正して、婚姻最低年齢を男女ともに18歳にし、夫婦のいずれも婚姻前の氏を保持できるようにし、離婚後の女性の再婚禁止期間を完全に廃止せよ。
  2. マイノリティ女性への差別的発言を禁止する法律を制定し、マイノリティ女性への偏見を根絶する措置のモニタリングと評価を、独立専門機関が定期的に行うこと。

# 条約の「履行確保」 (その2) 個人通報制度

- 大前提——通報できるのは、選択議定書を批准している国の人々
- 権利を侵害された個人または集団は、CEDAWに通報して救済を申し立てることができる。
- 受理される条件
  1. 国内救済手続を尽くしたこと（最高裁判決確定後）
  2. 選択議定書批准以前に発生した事実は受理されないが、その事実が継続している場合には受理可能。
- 受理されると、CEDAWは、条約違反があったかどうか検討し、差別があったという結論になると、国に対して「見解・勧告」を出す。勧告の内容は、金銭的な損害賠償、法律の施行、法曹に対する研修の実施、司法へのアクセスの確保、政府による公的謝罪など、複数の救済策の組み合わせ。
- 締約国は6か月以内に回答書を提出する。



# 条約の「履行確保」 (その3) 調査制度

- 選択議定書を批准している国
- 重大または組織的な侵害があったという情報を受けた場合、CEDAWが行う調査。その国の協力の下、極秘で行われる。
- 調査結果を「意見・勧告」とともに、締約国に送付する。国は6か月以内に所見を提出する。
- これまでに、行われた調査制度の例
  - メキシコ（2014年）－若い女性の大規模な誘拐・レイプ・殺人（10年で320人）。条約の重大かつ組織的な違反が確認された。
  - フィリピン（2015年）－マニラ市による近代的避妊法への販売制限は、女性の性と生殖への権利侵害と判断。
  - カナダ（2015年）－先住民女性の失踪・殺害を迅速に調査しなかったことは、条約上の重大な違反と確認。

# 個人通報制度の実情

- CEDAWは、2021年2月までに40か国に対する165件の個人通報を受け付け、うち41件で条約違反を認定。（67件は受理不能。7件は違反なしなど）。

- 具体例

1. **フィリピン**の強姦事件：上司から強姦された女性が警察に通報、刑事告訴。しかし8年間も据え置かれて、「本気で抵抗すれば性行為はなかったはず」として加害者は無罪となった。CEDAWは、これは強姦に対するステレオタイプの判断だとして、条約違反と認定。
2. **ブラジル**の出産死亡事件：低所得女性が妊娠し、設備不十分な病院で手術を受け、他の病院へ移送されるも時間がかかり死亡。遺族が国に損害賠償を求めたが判決がでなかった。CEDAWは、複合差別であると認定。
3. **スペイン**の子ども殺害事件：DVを受けて夫と別居していた女性が、裁判所から命じられた面会交流で、娘を夫に殺されてしまった。CEDAWは、国は面会交流の危険性を予見すべきだったとして、条約違反を認めた。

- CEDAWの見解はどのように実現されるのか。

締約国はCEDAWの見解に「十分な考慮」を払う。書面によってとった措置について回答し、定期協議を行う。国内法の改正や裁判所の判決が出されることもあるが、CEDAWの見解に法的拘束力はない。

# 日本と選択議定書

## □ CEDAWによる要請

繰り返し日本政府に選択議定書の批准を要請。

## □ 長年にわたる日本政府による説明

個人通報制度については条約実施の効果的な担保を図るという趣旨から注目している。その受入れについてはわが国の司法制度、立法政策との関連、また実施体制等との検討課題がある。各方面の意見も踏まえつつ、真剣に検討を進める。

## □ 男女共同参画基本計画

2015年第4次計画－「選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」

2020年第5次計画－「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」

# 個人通報制度を待っている事例（1）

## 1. 中国電力事件（男女賃金差別）

原告女性は、高い営業成績をあげながら13年間昇格せず。一方、12歳も若い男性が先に昇格したことについて、2008年に性差別だと裁判所に訴えた。

高裁判決は、社内において男女格差があることを認めつつも、賃金は男女で「層として分離していない、考課制度は男女共通で差別していない」として棄却。最高裁で敗訴確定（2015年3月10日）。

## 2. 東和工業事件（男女賃金差別）

原告女性は設計職として働いていたが、2002年に会社がコース別雇用制を導入した時、同課の男性は全員総合職、女性は一般職となり、大幅に低い処遇が続いた。

地裁、高裁ともに労基法4条違反があったことを認めたが、年齢給部分のみの損害を認めただけで職能給差額分を認定しなかった。最高裁で上告棄却（2017年5月17日）。

## 3. メトロコマース事件（非正規賃金差別）

約10年にわたり駅売店で働いていた有期契約社員が同じ仕事に従事していた正社員との労働条件格差は不合理と主張して提訴。東京高裁は、正社員の退職金の25%にあたる賠償を命じた。しかし最高裁は、退職金には「正社員としての職務を遂行し得る人材の確保をはかる」目的があり、格差は不合理ではない、と判断して原告敗訴（2020年10月13日）。

# 個人通報を待っている事例（2）

## 夫婦別姓訴訟

- ▶ 女性差別撤廃条約16条1項 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女性に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- ▶ CEDAW一般勧告21（1994年）の「24 婚姻もしくはその解消に際して自己の姓の変更を強制される」ことは女性の権利を否定するもの。
- ▶ CEDAWは、これまでに3回にわたって（2003年、2009年、2016年）、夫婦同氏制は、条約における差別的な法規定にあたりと指摘。

# 2021年6月23日最高裁大法廷決定 宮崎・宇賀判事反対意見の「画期的判断」

- ▶ 裁判所は従来、女性差別撤廃条約は直接適用可能性ないし自動執行力をもつ条約ではないと判断し、条約の法的効力を否定。ほとんど条約には言及せず。
- ▶ 2015年の最高裁大法廷の多数意見も条約には言及せず。反対意見の山浦裁判官は、CEDAWから懸念が表明されていることも根拠として、国会が立法措置を怠っていたと、国家賠償を肯定。
- ▶ 2021年6月23日最高裁大法廷決定の多数意見も条約には言及せず。
- ▶ しかし、反対意見の宮崎・宇賀裁判官は、①条約が直接適用可能性を持たないとしても、②国家機関である行政府、立法府、司法府を拘束する効力があること、③女性差別撤廃委員会による勧告を憲法24条2項違反の理由の一つに位置づけたこと、で「画期的な判断」を下したといえる。

# 女性差別撤廃条約実現アクション (OP-CEDAW)



2019年3月5日 選択議定書の批准を求める共同行動としてスタート

共同代表 浅倉むつ子・柚木康子

アドバイザー 林陽子

現在、全国の63団体が参加。

アクションの内容

国会への請願署名提出。選挙のつど候補者や政党アンケート実施。院内集会。国会や地方議会議員へのロビイング活動。勉強会、講演会、広報活動など。

ホームページには、やさしい動画、リーフレット、オンライン署名もあり。

<https://opcedawjapan.wordpress.com>



# 「実現アクション」 設立以降の新しい動き

## ■ 活発化している国会質疑

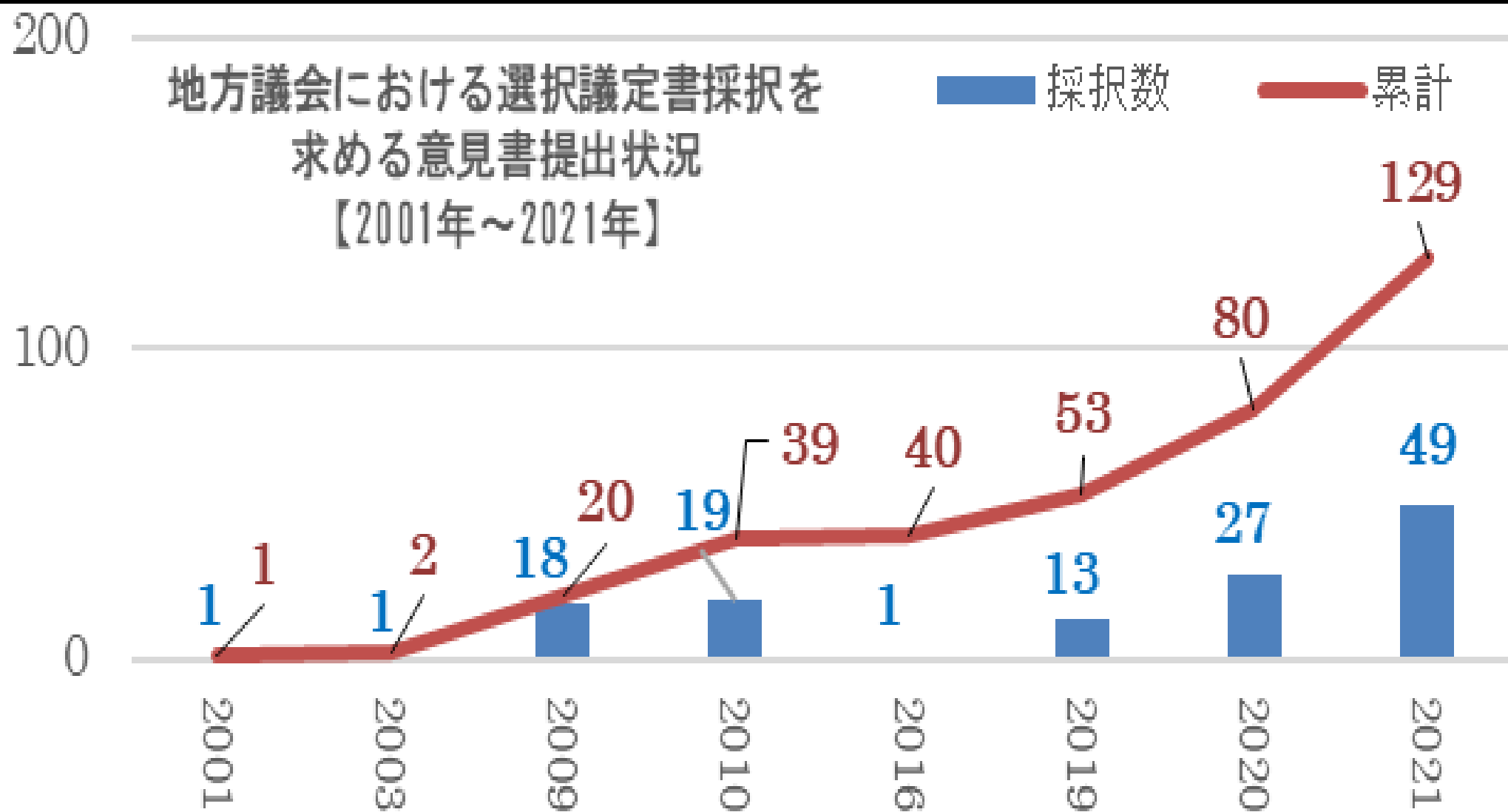
- ▶ 2020年3月18日 参議院外交防衛委員会 共産党・井上哲士議員の質問に、茂木外務大臣「論点はある程度明らかになってきているので、関係省庁との間でずるずる引っ張るということではなくて、しっかり議論をして、どこかで結論を出さなきゃならない問題だと考えている」
- ▶ 2020年5月27日 衆議院内閣委員会 立憲民主党・大河原雅子議員の質問に、橋本聖子男女共同参画担当大臣「先進国にとって重要な課題であり、しっかりリーダーシップをもって外務省とともに取り組んでいきたい」
- ▶ 2020年10月28日 衆議院本会議代表質問で、立憲民主党・枝野幸男代表「選択議定書を、もはや114か国が批准しているのに、日本は批准していない。何をためらっているのか」。菅首相「各方面の意見などもふまえ、早期締結を真剣に検討している」
- ▶ 2020年10月31日 参議院本会議代表質問で、共産党・小池晃議員「選択議定書の先送りはもはや許されない。ただちに批准すべきである」。菅首相「早期締結を真剣に検討していく」橋本大臣「外務省と相談しながら進めていく」



## 次々に選択議定書の批准を求める「意見書」 が地方議会で採択されている

- 2001年～2016年までに40の地方議会で。
- 「実現アクション」発足以降、89の地方議会在採択。
- 県議会レベルでは、高知県議会（2009年）、島根県議会（2009年）、徳島県議会（2020年3月）、富山県議会（2020年12月）、宮城県議会（2020年12月）、大阪府（2021年3月）も。
- 国もこの動きは無視できないはず。
- 「実現アクション」の地域版。富山県。大阪府。

# 地方議会における選択議定書採択を 求める意見書提出状況 【2001年～2021年】



# 女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を！ 拡がる地方議会での意見書採択

12月9日(木)11:50~12:50

衆議院第1議員会館 第2会議室(オンライン同時開催)

## 参加方法

◎会場での参加：直接お出てください。

11時20分より衆議院第1議員会館ロビーで通行証を配布します。

◎オンライン参加申込先 <https://forms.gle/Xv2Eah2wzQxE8oX37>

参加申込締め切り 2021年12月6日 18:00

## プログラム

- ・地方議会での意見書採択の進展とその意義（共同代表 浅倉むつ子）
- ・各地・団体の報告
  - 富山県から：女性差別撤廃条約実現アクションとやま
  - 大阪府から：女性差別撤廃条約実現アクション大阪
  - 徳島県から：徳島県女性協議会
  - フェミニスト議員連盟
- ・国会議員のみなさまの挨拶

# 日本をジェンダー平等社会にするために 女性の権利を国際基準に

- 女性差別撤廃条約の選択議定書を批准して、個人通報ができるようにしよう。
- 国内の判決が個人通報を通じて国際条約の委員会の審査を受ける可能性が生まれれば、裁判官も国際条約のレベルを十分に考慮した判決を下すことになるはず。
- 日本の司法は変わることになる。